

記者提供資料
令和2年5月15日(金)
危機管理課(担当:西垣)
電話559-5057(直通) 内線2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第47報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

1. 報告事項

- (1) 市立学校における臨時休業中の登校可能日の設定について
(学校教育部学校教育課他)

別紙1のとおり

市立学校における臨時休校中の登校可能日の設定について

市内の感染者の発生状況、また、県の方針等が示されるとともに、近隣市町の動向をふまえ、6月以降の学校再開を見据え下記のとおり登校可能日を設定致します。

1 登校可能日

(1) 5月22日(金)、5月29日(金)

- ・ 学年ごとや、地域別に分散して登校時間を設定する。
- ・ 分散しての登校が上記日程で難しい大規模校等は21日(木)、28日(木)を加え各週2日に分けて登校させる。

(2) 1時間程度の短時間で学習課題の回収や配付、学習状況や健康状態を確認する。

(3) こまめな換気の実施、咳エチケットや手洗い、消毒等、感染防止措置を徹底する。

2 今後の予定

- ・ 緊急事態宣言解除後、臨時休業が継続されていない場合においては、分散登校の実施を検討している。

3 市立幼稚園について

- ・ 5歳児登園可能日 5月29日(金) 園児の健康観察等

※4歳児・3歳児については現行の休園期間終了後の6月1日(月)に入園式を簡素化して行う予定

学校教育部
学校教育課(担当:山本)
直通 559-5136 内線 6210
子ども・未来部子育て応援室
幼児教育振興課(担当:後田)
直通 559-5232 内線 2660